

答 申

第 1 審査会の結論

長崎県知事（以下「実施機関」という。）が、令和 2 年 5 月 12 日付け 2 巻振水第 16 号で審査請求人に対して行った公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示請求の内容

審査請求人は、令和 2 年 4 月 30 日付けで、長崎県情報公開条例（平成 13 年長崎県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により実施機関に対して、「平成 27 年・28 年・29 年・30 年度 漁協の常例検査を執行した検査の写し」について、開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 本件処分の内容

実施機関は、本件開示請求に対し、「平成 28 年度 漁業協同組合検査書及び平成 30 年度 漁業協同組合検査書（以下「本件文書」という。）」を特定し、令和 2 年 5 月 12 日付けで、本件文書の「第 2 指摘事項」については条例第 7 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号に、同「別添 検査結果取りまとめ表」の「1 自己資本勘定の分析表」の金額及び出資口数、「2 水産業協同組合法施行令等適合状況」の表の金額及び基準との対比、及び「3 総資産の自己査定の正確性」の表の金額及び分類の割合の部分については同条第 3 号に、同「別添 検査結果取りまとめ表」の「4 分類資産明細表」の相手方の氏名や名称、科目、年度末残高、自己査定及び検査吏員査定の内容等の部分については同条第 1 号、第 2 号及び第 3 号に該当するとして本件処分を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し令和 2 年 5 月 19 日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「本件処分を取り消すとの裁決を求める」というものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分は、条例の解釈適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取り消し、公開すべきである。
- (2) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」には、条例に規定する非公開事由に該当しない。
- (3) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」には、違法に処分理由が明示されていないので、長崎県行政手続条例第8条に違反し、本件処分は無効である。
- (4) 情報公開によって支障を及ぼす「おそれ」があるからと行政が部分開示にするなら、その「おそれ」が実質的な支障をもたらすという「蓋然性」を、行政の方が主張し立証責任がある。
- (5) 審査請求人は 漁協の正組合員であり、組合員として知る権利を有している。
- (6) 条例第1条は「県民の県政に対する理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政を一層推進することを目的とする」とされ、条例の解釈・運用に当たっては、第3条に明記されているように、行政文書の公開を請求する者の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。民事訴訟法第91条（訴訟記録の閲覧等）では全てが公開できるようになっている。部分開示決定は不当である。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、弁明書及び口頭説明によれば、おおむね次のとおりである。

1 原処分を妥当とした理由

(1) 条例第7条第1号の該当性

本文書には、個人の氏名、個人の貸付金額及び貸付に対する評価等が記載されており、これらは条例第7条第1号に該当する。

(2) 条例第7条第3号の該当性

本文書には、当該漁協の組織管理や経営内容に関する情報等が詳細に記載され、また、特定の個人と当該漁協との経済事業にかかる取引に関する情報や

取引先の信用状況に関する評価も記述されている。これらの情報を公にすることにより、当該漁協の経営状況や将来性等に関して無用な誤解や憶測を生じさせることになりかねず、今後の当該漁協の事業活動に支障を及ぼす場合があると考えられ、当該漁協の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号に該当するものである。

(3) その他

審査請求人は、本件処分に係る「決定通知書」の「公開しない理由」には、違法に処分理由が明示されていないので本件処分は無効であると主張するが、当該決定通知書には開示しない理由が記載されており、審査請求人の主張は当たらない。

審査請求人は、漁協の正組合員であり、組合員として知る権利を有していること、条例第1条は「県民の県政に対する理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政を一層推進することを目的とする。」とされていること、条例の解釈・運用に当たっては、第3条に明記されているように行政文書の公開を請求する者の権利を十分に尊重する見地から行わなければならないこと、民事訴訟法第91条では全てが公開できるようになっていること、部分開示決定は不当であることを主張するが、いずれも本件処分の根拠規定の適用理由と直接の関連性はなく、本件処分を違法とする理由にはならない。

また、常例検査検査書については、平成24年11月22日付けで審査請求人による開示請求を受け、部分開示決定としたところ、異議申立てにより、長崎県情報公開審査会へ諮問を行っている。その後、答申では当該処分は妥当であると判断され、平成25年6月12日に公文書の部分開示にかかる不服申立てに対する決定を行った。これを踏まえ、本件文書については、当時の対象文書と同様のものであることから、部分開示決定とした。

なお、本件処分に係る「決定通知書」には、開示しない部分の根拠に条例第7条第2号も記載しているが、本件文書には長崎県個人情報保護条例(平成13年長崎県条例第38号)第2条第2号に規定する個人識別符号が含まれていないことから、前記第2の2の 及び の根拠を条例第7条第1号及び第3号該当と訂正する。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分について、条例の趣旨に照らし審査した結果、以下のよう
に判断する。

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する権利を明らかに

するとともに、公文書の開示及び情報提供等の推進に関し必要な事項を定めることにより、県の諸活動を説明する県の責務が全うされるようにし、県政に対する理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、公文書の開示請求にあつては、「原則公開」の理念のもとに、条例の解釈及び運用に当たらなければならない。

2 条例の規定について

本件処分に係る公文書において、実施機関が部分開示の理由としている条例第7条各号の規定を確認したうえで、部分開示決定の妥当性について判断した。

(1) 条例第7条第1号について

本号本文は、開示請求にかかる公文書に、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示とすることを定めている。ただし、同号ただし書は、

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

については、開示するものと規定している。

また、本号の解釈及び運用に当たっては、条例第3条の「個人に関する情報がみだりに公にされることのないように最大限の配慮をしなければならない。」とする規定の趣旨を踏まえ、特に慎重に取扱うものとするとしている。

(2) 条例第7条第3号について

本号本文は、開示請求に係る公文書に、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるものを不開示とすることを定めている。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は、上記に掲げるものであっても、開示するものと規定している。

3 不開示情報の該当性について

当審査会において、本件文書を実際に見分し実施機関に確認したところ、次のように判断した。

- (1) 本件文書は、水産業協同組合法第 123 条第 4 項の規定に基づき、実施機関が平成 28 年度及び平成 30 年度に行った検査(全面検査)の 漁業協同組合検査書であり、それぞれ「第 1 検査の要領」、「第 2 指摘事項」及び「別添検査結果取りまとめ表」で構成されている。また、「別添 検査結果取りまとめ表」は、「1 自己資本勘定の分析表」、「2 水産業協同組合法施行令等適合状況」、「3 総資産の自己査定の正確性」及び「4 分類資産明細表」で構成されている。

なお、「第 1 検査の要領」は全て開示されている。

- (2) 「第 2 指摘事項」について

本項目中、開示されているのは「2 指摘事項」という項目名のみで、それ以外は全て不開示とされている。当該不開示部分は、検査の結果明らかとなった当該漁協の経営状況や組織管理に関する指摘事項であり、公になることにより、当該漁協の社会的評価に影響を与え、今後の当該漁協の事業活動等に支障を及ぼすことがあるといえ、当該漁協の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると思料する。よって、当該情報は、条例第 7 条第 3 号に該当する。なお、同号ただし書には該当しない。

また、これらの中には個人の氏名も記載されているが、これは特定の個人を識別することができる情報であることは明らかである。よって、当該情報は、条例第 7 条第 1 号に該当する。なお、同号ただし書には該当しない。

したがって、これらについて不開示としたことは妥当である。

- (3) 「別添 検査結果取りまとめ表」の「1 自己資本勘定の分析表」の金額及び出資口数、「2 水産業協同組合法施行令等適合状況」の表の金額及び基準との対比、「3 総資産の自己査定の正確性」の表の金額及び分類の割合の部分について

これら不開示とされている部分は、当該漁協の財務内容のデータであり、公になることにより、当該漁協の社会的評価に影響を与え、今後の当該漁協の事業活動等に支障を及ぼすことがあるといえ、当該漁協の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると思料する。よって、当該情報については、条例第 7 条第 3 号の不開示情報に該当する。なお、同号ただし

書には該当しない。

したがって、これらについて不開示としたことは妥当である。

- (4) 「別添 検査結果取りまとめ表」の「4 分類資産明細表」の相手方の氏名、科目、年度末残高、自己査定及び検査吏員査定の内容等の部分についてこれら不開示とされている部分は、貸付先相手方の氏名、個々の貸付の科目や金額、貸付の形態の分類、貸付に対する評価等である。

このうち、貸付先相手方が個人である場合、氏名は、特定の個人を識別することができる情報であり、また、氏名を不開示にしたとしても、その他の部分が公になると、比較的狭小な地域社会である場合においては、貸付先が特定される可能性も否定できず、個人の権利利益を害するおそれがあると思料する。よって、当該情報については、条例第7条第1号に該当する。なお、同号ただし書には該当しない。

また、貸付先相手方が法人その他の団体である場合、これらの情報が公になると、当該法人等の社会的評価に影響を与え、今後の事業活動等に支障を及ぼすことがあると考えられ、事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると思料する。よって、当該情報については、条例第7条第3号の不開示情報に該当する。なお、同号ただし書には該当しない。

したがって、これらについて不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書において種々主張するが、いずれも当審査会における前記判断を左右するものではない。

5 結論

以上のことから、前記「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 付言

実施機関は、本件処分に当たり、本件処分時には条例第7条第2号についても不開示理由の根拠として審査請求人に通知していたが、本件文書には同号に規定する個人識別符号が含まれていないとして、弁明書において同号を根拠から落としている。

条例第7条各号に規定する不開示情報の適用については、慎重かつ適切に判断されなければならない、十分に検討のうえ処分を決定してしかるべきである。

実施機関においては、条例の趣旨を十分理解のうえ、今後適切な運用が図られるよう当審査会として要望する。

審査会の審査経過

年月日	審査経過
令和2年9月11日	・実施機関から諮問書を受理
令和3年3月4日	・審査会（実施機関聴取及び審査）
令和3年3月25日	・審査会（審査）
令和3年3月25日	・答申

答申に関与した長崎県情報公開審査会委員

氏名	役職	備考
佐藤 烈	長崎新聞社取締役経営企画室長	
塩飽 昂志	弁護士	
朝長 真生子	司法書士	
藤野 美保	長崎行政監視行政相談センター 行政相談委員	会長職務代理者
横山 均	長崎県立大学地域創造学部教授	会長